

Merry Christmas

曾我事務所 ニュース

2021年12月号

“子供が生まれたとき夫が何をしていたか”を妻は一生覚えている…「子育ては女性がするもの」の時代は終わった

最近の新卒男性はほとんどが育休を希望しています。言い換えると、男性が育休を取りやすい職場に若い優秀な人が来るということです。

産後女性の死亡原因のトップは実は自殺です。つまり、育児を女性のみにしておくと女性の負担は想像を絶するものです。一番明確なのは寝不足です。とにかく乳児は夜中でもお構いなく起きて泣きます。わたくしも双子を授かったので、少しですが寝不足の経験をしました。双子の場合、交代で夜中目を覚まし泣き叫びます。乳児の世話はほとんど妻でした。寝不足が重なるとうつ状態になります。産後うつによる自殺の原因はほとんど寝不足だと思えます。

昔と違い、おばあちゃんの支援は期待できません。産後の大変な時期に、夫が長時間労働で全く支援ができないところはまだ少なからず存在しています。けたたましく泣く乳児に母は一人で途方にくれ…やっと寝静まったところに夫が長時間残業から帰ってくる…これでは女性はやり切れず夫に対する恨みが溜まっていきます。妊娠出産を機に退職した理由のトップが、「育児と仕事の両立が難しかった」というものです。このような現状を変えるために、子育ては女性がするものという意識を変える必要があります。

たった5日の男性育休で57万円の助成金

子育てパパ支援助成金は、たった5日の男性育休で一人目は57万円の助成金が支給されます。しかもこの5日のうち、労働日は4日です。休日も含めて5日です。5日で何の効果があるのかという意見もありますが、育児中の女性にとっては5日でも精神的効果があるということです。

日本の男性には、男女役割分担論が色濃く残っています。実際、子供がいても働く女性の家事に費やす時間は4時間54分に対し、男性の家事に費やす時間はたった46分です。

長年、育休を取る男性の割合は年1～2%でしたが、最近12.65%まで上昇しました。これは明らかにこの助成金によるものです。

育児・介護休業法令和4年4月1日より改正 就業規則も見直しを

産後パパ育休の創設、育休を取得しやすい環境整備など、就業規則の整備が必要です。男性経営者の場合、育児・介護に無関心な方もまだまだ多いので今後とも随時お知らせします。

〒262-0033
千葉市花見川区幕張本郷1-2-24 幕張本郷相葉ビル702
TEL : 043-275-1757 FAX : 043-275-1758
E-mail:soga@sogaoffice.jp(曾我宛)
:srsogat@sogaoffice.jp(事務所宛)
ホームページアドレス: <http://www.sogaoffice.jp>
緊急連絡・ご意見は、所長携帯090(4129)4617まで



社会保険労務士 曾我 浩
行政書士

◆R4年1月からの法改正となる施策一覧



1. 任意継続被保険者制度の見直し

以下2点について改正となりました。

①任意継続被保険者の保険料の算定基礎が見直しに

→従前の標準報酬月額の方が、平均標準報酬月額より高い被保険者について、健康保険組合が規約に定めた場合には、従前の標準報酬月額に保険料率を乗じた額を保険料とすることができる。

②被保険者からの申請による資格喪失が可能に

→任意継続被保険者になった場合、これまでは2年間辞めることが出来なかったが、資格喪失の希望を保険者に申し出た場合、申し出が受理された日の属する月の末日が到来した時に資格喪失とすることになる。

2. 傷病手当金の支給期間の通算化

これまでは同一の疾病・負傷に関して、支給を始めた日から起算して1年6月を超えない期間を支給対象としていました。つまり間で復職した期間があっても、支給開始から1年6か月を経過すると、その後は別の疾病・負傷での休業でないと、傷病手当金を受け取ることができなかつたのです。

しかし、2022年1月より支給開始から1年6か月の間に、出勤に伴い不支給となった期間がある場合は、その分の期間を延長して支給を受けられるよう、(最大で1年6か月分まで)支給期間の通算が可能になります。



3. 出産育児一時金等の支給額

産科医療補償制度加算の対象となる出産について、掛金相当分の加算額が16,000円から12,000円に引き下げられる一方、本来分の404,000円が408,000円に引き上げられます。これにより、産科医療補償制度の加算対象となる出産に係る出産育児一時金の支給額は、下記のとおり総額が維持されることとなりました。

現行：40.4万円+加算額1.6万円 総額42万円

改正後：40.8万円+加算額1.2万円 総額42万円



4. 目の障害の認定基準の改正

視力障害、視野障害の認定基準が改正され、これに伴い、診断書様式も改正されます。

5. 雇用保険マルチジョブホルダー制度

これまでは65歳以上でも65歳未満でも、一つの事業所で週20時間以上勤務していないと雇用保険に加入することはできませんでした。

ダブルワークの場合で、どちらとも週20時間以上勤務するという場合は、生計を維持するに必要な主たる賃金を受ける1の雇用関係についてのみ、被保険者となるとされていました。

しかし、2022年1月より65歳以上の労働者を対象に、2つの事業所の労働時間を合算して週の所定労働日数が20時間以上であれば、雇用保険に加入できるようになります。



◆事業主の皆様へ

賞与のお支払いがあった場合、

「賞与支払届」を提出する必要があります。

曾我事務所の年末年始のお休みは

12月29日(水)～1月3日(月)です。

